

4.1 デジタル社会の実現に向けたDXの推進について

(内閣官房、総務省、経済産業省、厚生労働省)

【内容】

- (1) 自治体情報システムの標準化・共通化及び行政手続のオンライン化は、業務の効率化はもとより住民の利便性向上に繋がるものであり、地方自治体が確実に取組を推進することができるよう、的確な情報提供を行うこと。
- また、各省庁において、個別にシステム構築や行政手続のオンライン化を実施する場合においても、適宜、情報提供を行うとともに、地方自治体の業務プロセスやシステム運用の実態を踏まえ、地方自治体や利用者の負担が増加することのないよう、効率的に進めること。
- (2) 革新的なデジタル技術を活用して、新たな価値の創出や社会課題の解決等に取り組む事業者に対する、新製品・サービスの開発や実証実験に係る支援や税財政上の優遇措置など、地域におけるイノベーションや魅力的な産業創出を図るための支援制度を充実すること。とりわけ、中小企業・小規模事業者がデジタル技術を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう普及啓発を図るとともに、人的・税財政的な支援の強化を図ること。
- (3) DXの推進を人材育成面から支援するため、民間のニーズを踏まえた在職者向けの研修・講習の実施など、デジタル技術を利活用できる人材の育成を行うとともに、地方自治体等が実施する事業に必要な財政措置を講ずること。

(背景)

- 本県では、2020年10月に知事を本部長とする「愛知県DX推進本部」を立ち上げ、同年12月には「あいちDX推進プラン2025」を策定した。また、産業分野のデジタル人材育成については、同年9月に「デジタル人材育成ワーキンググループ」を設置した。

愛知県のデジタル化・DXを推進するため、官民におけるDX推進が必須という認識のもと、県行政のみならず、県内企業のデジタル化、デジタル人材の育成とバランスを取りながら、官民の取組を車の両輪として推進している。

- 国は同年12月、デジタル・ガバメント推進のための取組を加速とともに、計画的かつ実効的に進めていくため、「デジタル・ガバメント実行計画」を改訂した。

また、地方自治体関連の各施策について、地方自治体が重点的に取り組むべき事項を具体化した「自治体DX推進計画」を策定し、デジタル社会構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくこととし、2021年夏頃に「自治体DX推進手順書（仮称）」により、業務改革（BPR）を含めた標準化等の進め方について示す予定である。

さらに、各省庁においても、所管する行政手続のオンライン化や、それに伴うシステム構築の検討が進められており、これらの動きに地方自治体も適切に対応していく必要があるが、詳細が不明なものや、申請・届出等とは別に自治体において手数料収納が必要となるもの、地方自治体の既存システムとの連携が必要となるもの等、実施に向けての懸念もある。

- AI、IoT、ビッグデータ等による第4次産業革命の進展や自動車産業におけるCASE・MaaSの動きなど、競争力の源泉としてデジタル技術の重要性が非常に高まっている中、本県では、自動運転やロボットなど、当地域の強みであるモノづくりとデジタル技術を融合した革新的技術の社会実装に向けた取組や、中小・小規模企業におけるデジタル技術の導入支援、国内最大級のスタートアップ支援拠点「ステーションAi」プロジェクトによるスタートアップ・エコシステムの形成など、愛知発のイノベーション創出に向けた施策に全力をあげている。

こうした地域の先駆的な取組が一層進展するよう、国家戦略特区制度などによる規制緩和や、DX投資促進税制・IT導入補助金といった税財政上の優遇措置の充実を図るとともに、中小・小規模企業を含め、産業競争力の強化に向けたDXの重要性を広く浸透させていく必要がある。

- 2030年には全国で45万人（中位推計）のデジタル人材が不足すると予測されるなど、人材不足が懸念され、その人材もユーザー企業側（デジタル技術活用側）に少なくITベンダーに偏在している。これらの状況下でデジタル技術を使用して製造業を始めとする産業のデジタル化・DXを推進する人材の育成が求められる。

（参考）

「あいちDX推進プラン2025～デジタルで生まれ変わる愛知～」の概要

策定趣旨 県におけるICT利活用・DX推進の今後の展開の指針を示す
位置付け 「あいちビジョン2030」や「あいち行革プラン2020」の取組をICTの利活用により加速させ、DXを推進する。
計画期間 5年間（2021～2025年度）

視点・柱	主要取組事項
①県行政の効率化・DXの推進 (県民の利便性向上)	1 先進的なICTを取り入れた業務変革
	2 ICT環境のモバイル化
	3 行政手続のデジタル化
②データの活用	4 官・民における積極的データ活用
③県域ICT活用支援	5 県全体の情報化の推進
④デジタル人材育成	6 デジタル人材の育成



4.2 地方税財源の確保・充実について

(総務省、財務省)

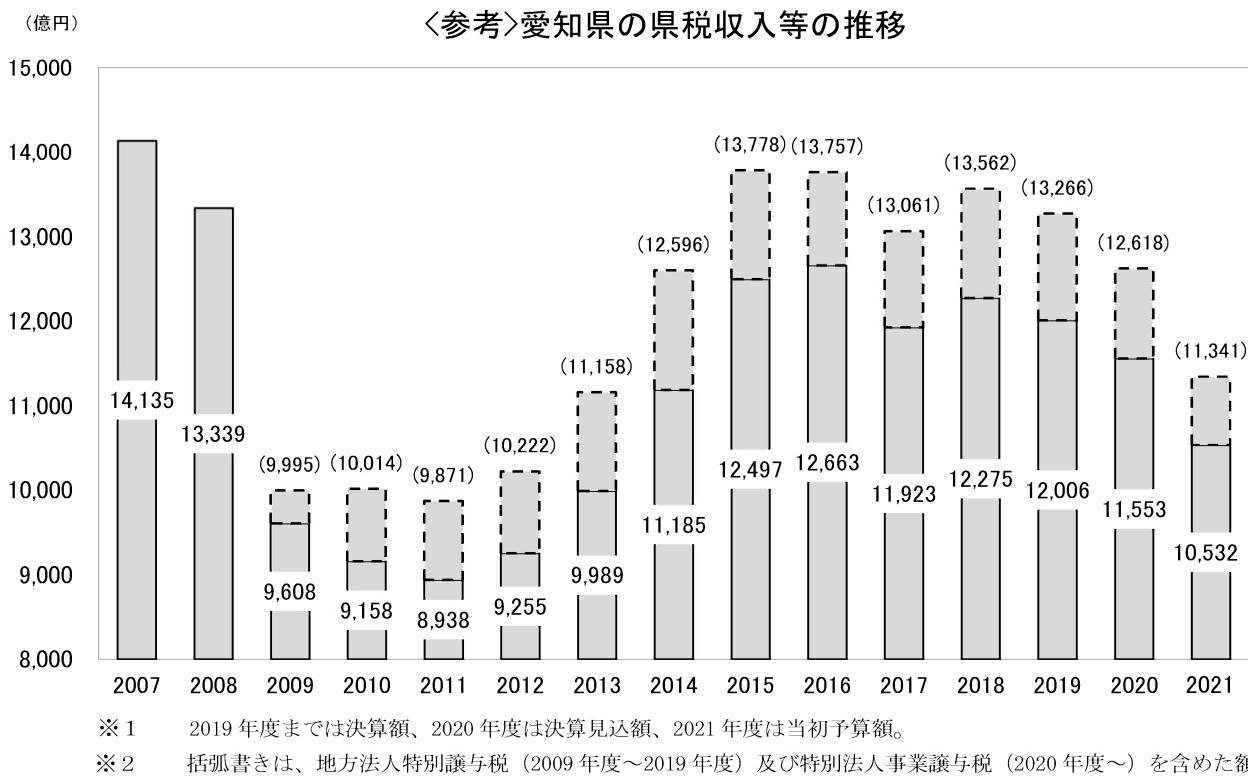
【内容】

- (1) 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額については、社会保障関係費の一層の増加を踏まえ、確実な充実を図ること。
- (2) 極めて厳しい地方税収の動向を的確に把握し、地方交付税総額を増額するとともに、臨時財政対策債を抑制し、廃止すること。
- (3) 財政融資資金などの公的資金を極力確保するなど、地方債の円滑な資金調達のための支援策を講じること。
- (4) 地方間での財源の取り合いではなく、地方税を充実させ、地方の役割に見合った税財源を確保すること。
- (5) ふるさと納税について、返礼品や控除方法などの更なる見直しを行うこと。

(背景)

- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、2022年度から2024年度までの3年間、地方一般財源総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたが、団塊の世代が75歳以上に入り始める2022年度以降、社会保障関係費の増加に拍車がかかること、臨時財政対策債の増発により公債費の増加が見込まれることから、これまでのように他の歳出の削減や行政改革等で吸収していくことは極めて困難である。については、2022年度以降において同水準にとどまらず確実な充実を図るべきである。
- 本年度の県税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響が本格的に現れ、県税と地方譲与税の合計で1,600億円を超える大幅な減収を見込んでいる。これは当初予算としてはリーマン・ショックの影響が直撃した2009年度、赤字決算となった1999年度に次ぐ、過去3番目の減収幅である。さらに、歳出面においては都市部の高齢化の進展に伴い、社会保障関係費の増加が見込まれ、今後本県の財政状況が一段と厳しさを増していくことが予想される。
- 本県では、2008年秋のリーマン・ショックの後、2年間で5,000億円という急激なかつ大幅な税収減に見舞われたが、毎年度徹底した行財政改革に取り組みつつ、交付団体となり、地方交付税や臨時財政対策債などの特例的な県債を活用することで財政運営を行ってきた。急激に落ち込んだ税収は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、早期の回復は難しいと考えられ、来年度に向けては、まずはセーフティネットとしての地方交付税総額の増額が必要である。

- 臨時財政対策債残高及び償還額の累増は、地方財政全体の持続可能性の観点からも大きな課題であることから、2021年度に大きく増加した臨時財政対策債を可能な限り抑制するとともに、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り法定率の引上げ等により交付税原資を拡充し、廃止するべきである。



- 当面、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収や公営企業の料金収入等への減少影響が避けられない状況においては、円滑な資金調達を図るため、地方債発行の早期同意などの柔軟な対応や、資金の安定的な供給のため、財政融資資金をはじめとする公的資金を可能な限り確保することが求められる。
- 地方税制については、地方法人課税制度のあり方がこれまでに何度も見直されてきたが、根本的な問題は、明治以来、一向に止まることのない東京一極集中の流れである。国においては、これまでのような地方間での財源の取り合いではなく、地方税を充実させ、地方の役割に見合った税財源を確保するとともに、日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させることが重要である。
- ふるさと納税制度本来の趣旨に沿った、被災地への支援などへの活用は、「尊い志」を具現化する大変意義深いものであり、本県もふるさと納税制度を活用し、新型コロナウイルス感染症患者受入れ入院医療機関の医療従事者を応援する寄附をお願いしている。一方で、返礼品競争に対しては、2019年度税制改正の見直しでは、まだ不十分であり、返礼割合を寄附額の1割までとするなど、根本的な解決を図るべきである。

4 3 まち・ひと・しごと創生について

(内閣官房、内閣府)

【内容】

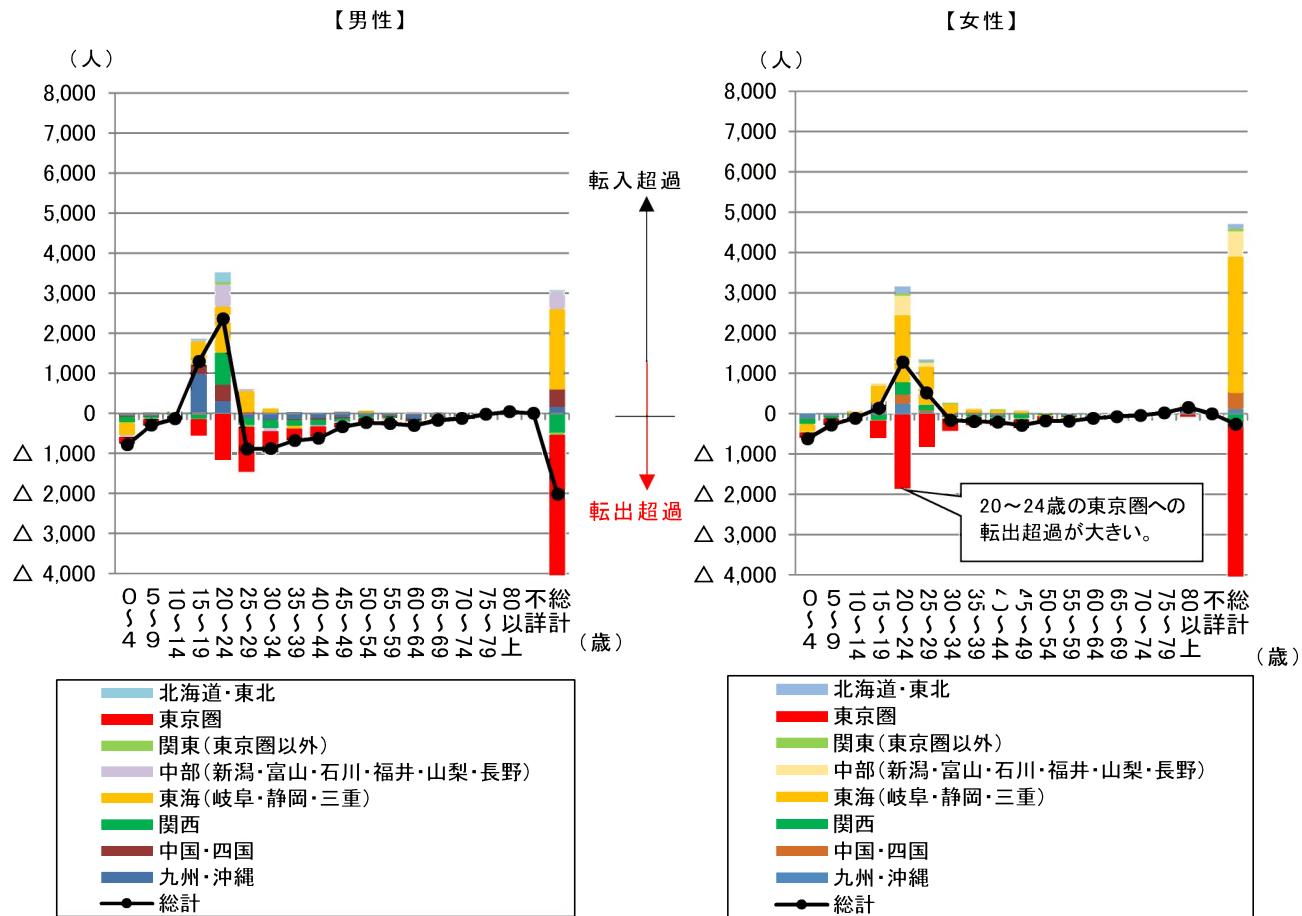
- (1) 県・市町村の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進について、総合的な支援を図ること。
- (2) 「地方創生推進交付金」については、地方の創意工夫を最大限に生かし、地域の実情に応じた施策に活用できるよう、必要な財源を継続的に確保するとともに、制度運用を柔軟なものとすること。

(背景)

- 本県では、2020年3月に、2060年に720万人程度の人口を確保するとした第2期「人口ビジョン」と、その実現に向けた5か年（2020～2024年度）の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の実現に向けた取組を、継続的に進めることとしている。
- 我が国の人口が減少する中にあって、本県の人口は増加を続けてきたが、昨年、本県が行った調査では、2020年10月1日現在の人口が、1956年の調査開始以来、初めて前年に比べて減少した。さらに、本県の人口移動の状況を見ると、男女ともに東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）を中心に転出超過の状況にあり、特に女性については、就職時にあたる20代前半を中心として、転出超過が顕著となっていることから、こうした若年女性の東京圏への転出超過を抑制することが、本県の地方創生の大きな課題となっている。
- 第2期においても、長期的な人口の維持を図る「人口ビジョン」の実現に向けた取組を切れ目なく推進していくためには、引き続き、国による情報・人材・財政面での支援が不可欠である。
- 地方創生推進交付金については、長期計画で、1／2の地方負担を求めるものにも関わらず、事業申請要件等詳細が申請期限近くまで示されないことから、事業の効率的な実施や計画的な事業の設計が困難となっている。
- また、条件不利地域における市町村においては、同交付金の申請要件のうち「官民協働」及び「地域間連携」を満たすことが難しくなっているため、要件の緩和が求められている。

(参 考)

愛知県と地域ブロック別の転出入状況（日本人・年齢5歳階級・男女別）（2020年）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2020年）

4 4 地方分権改革の推進について

(内閣官房、内閣府、総務省)

【内容】

- (1) 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。このため、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進め、地方の自主性・自立性を高めるものとすること。
- (2) 地方分権改革に関する提案募集により、本年度分の提案が地方から提出されているが、これらの提案については、地方分権改革有識者会議等も有効に活用しつつ、関係府省と十分な調整を行い、できる限り提案の実現を図っていくこと。
また、昨年12月に閣議決定された「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において、引き続き検討するとされたものについては、政府全体として適切なフォローアップを実施し、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を進めること。
- (3) 国から地方への権限移譲について、移譲される事務・権限を地方が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言等必要な支援を実施すること。
- (4) 「従うべき基準」をはじめとした義務付け・枠付けの見直しなど地方に対する規制緩和等を推進し、地方が自らの判断と責任において施策を実施する仕組みに改めること。
- (5) 国と地方の役割分担に見合うよう、国から地方への大幅な税源移譲を実現すること。
- (6) 道州制の基本的な理念や方針、導入に向けた工程などを定めた基本法を、国民的な議論を喚起しながら、早期に制定し、地方分権改革の究極の姿として道州制の実現を図ること。

(背景)

- 地方分権改革は、住民に身近な行政ができる限り地方に任せることで、国は、国家の存立の根源に関わるもの、国家的危機管理、真に全国的な視点に立って行わなければならないものなどに国家機能を集約し、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。自らの判断により、地域づくりができるよう、改革を推進することが必要である。
- 地方分権改革に関する提案募集について、2月から6月上旬にかけて地方からの提案が募集され、現在、内閣府において関係府省との調整が行われている。その際には、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、

着実かつ強力に進められるべきである。

昨年の提案については、昨年12月18日に、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、内閣府と関係府省との間で調整が行われた地方からの提案168件のうち、142件が「提案の趣旨を踏まえ対応」、15件が「現行規定で対応可能」とされた。「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの一部は第11次一括法により措置されたが、その他の中には、引き続き検討を行うとされたものもあり、現時点において実質的には提案の実現に至っていないものが多数含まれている。

- 2020年9月に発足した菅内閣は、河野規制改革・行政改革担当大臣の下、規制改革を強力に進めている。例えば、本県が提案した「環境省等所管法令における立入検査に係る身分証明書の統合」については、2021年3月の関係法令の改正により、45種類の身分証明書に加え、条例に基づく身分証明書も統合可能となるなど、迅速かつ提案を上回る内容の改善がされたところであり、地方分権改革を推進するためには、今後とも政府による強力な取組が重要となる。
- 国から地方への権限移譲については、移譲に伴う確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言やマニュアルの整備、研修などの支援の実施が必要である。
- 新規立法により、地方が実施しなければならない事務事業の増加や「従うべき基準」の新設といった状況が生じていることから、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築することが必要である。
- 道州制は、広域自治体のあり方を見直すことで、国と地方の双方の政府を再構築しようとするものであり、その導入は地方分権を加速させ、国家としての機能を強化し、国と地方を通じた力強く効率的な政府を実現するものである。

(参考)

地方分権改革の動向

(西暦/年)																
2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021		
委 員 会 分 発 改 足 改 革 推 進	地 方 分 權 改 革 推 進	第 1 次 勸 告	第 2 次 勸 告	第 3 次 勸 告	第 4 次 勸 告	第 1 次 一 括 法	第 2 次 一 括 法	第 3 次 一 括 法	第 4 次 一 括 法	第 5 次 一 括 法	第 6 次 一 括 法	第 7 次 一 括 法	第 8 次 一 括 法	第 9 次 一 括 法	第 10 次 一 括 法	第 11 次 一 括 法
4/1	5/28	11/9		4/28	8/26		6/7	5/28	6/19	5/13	4/19	6/19	5/31	6/3	5/19	
~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
【第1次勧告】				【第1次一括法】⇒分権計画を受けて				【第5次～第10次一括法】								
・重点行政分野の抜本的見直し				・義務付け・枠付けの見直し(41法律の改正)				⇒提案等に関する対応方針を受けて								
・基礎自治体への権限移譲				【第2次一括法】⇒戦略大綱を受けて				・地方公共団体への事務・権限の移譲等								
【第2次勧告】				・義務付け・枠付けの見直し(160法律の改正)				(44法律の改正)								
・義務付け・枠付けの見直し				・基礎自治体への権限移譲(47法律の改正)				・義務付け・枠付けの見直し等(55法律の改正)								
【第3次勧告】				【第3次一括法】												
・義務付け・枠付け見直しの具体的				⇒第3次見直し、第4次見直しを受けて				【第11次一括法】								
措置				・義務付け・枠付けの見直し(72法律の改正)				⇒提案等に関する対応方針を受けて								
・国と地方の協議の場の法制化				・基礎自治体への権限移譲(2法律の改正)				・義務付け・枠付けの見直し等(9法律の改正)								
【第4次勧告】				【第4次一括法】												
・地方税財政制度改革				⇒事務・権限移譲の見直し方針を受けて												
				・国から地方への事務・権限移譲												
				(43法律の改正)												
				・県から指定都市への事務・権限移譲												
				(25法律の改正)												